

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	物品の販売委託の引受け等の承認申請
概要	卸売業者は、当該市場において卸売をした物品について、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売をした物品の販売の委託を受け、又は当該卸売をした物品を買い受けてはいけませんが、卸売取引の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと市場長が認め承認を受ければこの限りではありません。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例施行規則第52条（昭和47年規則第7号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 卸売業者の仲卸業者又は売買参加者から当該卸売をした物品の販売委託の引受け等の承認要領 （中央卸売市場 各場担当窓口）
審査基準	◎ 当該卸売物品が、残品であって、卸売取引の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは承認します。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shi-jo/page/0000023288.html
備考	—